

# 小規模事業資金

## この資金の特徴

- ☑ 小規模企業者向けの資金です。
- ☑ 原則、無担保・第三者保証人なしでご利用いただけます。
- ☑ **経営革新計画の承認を受けている場合、通常より低い利率でご利用いただけます(経営革新企業特例\*1)。**

## 次のような方におすすめです

- 従業員数が20人(商業・サービス業は原則5人)以下の小規模企業者の方。
- 担保や第三者保証人が不要な資金を利用したい。
- 個人の方で『特別小口保険』を利用したい。

## 融資条件

		設備資金	運転資金
限度額		2,000万円(運転資金は最新決算期の平均月商3か月分を限度) 設備・運転併用の場合は、合計2,000万円	
利率	5年超10年以内	年2.1%以内	年2.0%以内
	3年超 5年以内	年1.9%以内	年1.8%以内
	3年以内	年1.7%以内	年1.6%以内
		令和8年4月1日現在の利率です。(固定金利)	
期間・償還方法		10年以内	7年以内
		(1年以内のご利用も可能です)	
		据置1年以内 元金均等月賦償還 (ただし、融資期間1年以内の場合は一括償還を選択可能)	
担保		不要	
保証人		個人:不要 法人:原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要	
信用保証		付する(保証料 年0.50%~1.76%以内)*2 (特別小口保険利用の個人 年0.80%以内) *2 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は 0.25%又は0.45%が上乗せとなる	

### \*1 経営革新企業特例について

- 経営革新計画の承認を受けてから5年未満の小規模企業者が小規模事業資金をご利用いただく際に、通常より0.1%低い金利を適用します。
- 特例の適用を受けるためには、経営革新計画に係る承認書の写しを融資申込書に添付のうえお申込みください。
- ★経営革新計画の実施に必要な資金には、融資条件がより優遇される「産業創造資金 経営革新計画促進貸付」(チラシ No.⑥)をご利用ください。

経営革新計画の概要については、県産業支援課ホームページ「経営革新計画承認制度のご案内」をご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/a38.html>

## 資金使途

設備資金	運転資金
店舗の改装又は機械設備の購入等に必要資金	商品仕入れや外注費支払い等に必要資金

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金(ただし、設置後6か月未満の設備で未払部分は対象)
- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金 等



融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

## 融資対象者

小規模事業資金は、次の全てに該当する小規模企業者<sup>(※3)</sup>及び組合を対象としています。(NPO法人は対象外)

※3 従業員数が20人(商業・サービス業は原則5人<sup>(※4)</sup>)以下の事業者(個人及び会社等)をいいます。  
(従業員数に含まれる範囲については、受付場所でご確認ください。)

※4 例外として、ソフトウェア業・情報処理サービス業・宿泊業・娯楽業は20人。

1 信用保証対象業種<sup>(※5)</sup>を営んでいる。

※5 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、原則として農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

2 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

(県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)

3 事業税等を滞納していない。

4 事業に必要な許認可等を取得している。

5 既存の信用保証協会の保証付き融資の残高(根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額)と申込金額の合計額が2,000万円を超えない。等

## 申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備 考
埼玉県中小企業制度融資申込書 (県所定様式1)	・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます。
【特別小口保険を利用しない場合】 事業税の納税証明書等	・事業税の税額等の証明又は滞納がないことの証明 ・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
【特別小口保険を利用する場合】	・事業税の納税証明書(法定業種以外を営む場合を除く) ・県民税及び市町村民税の納税証明書(事業税の税額がある場合を除く)
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(ひな形:県所定様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等(設備資金の場合)	・見積書、カタログ等の資金用途が分かる資料
【経営革新企業特例の適用を受ける場合】	・経営革新計画に係る承認書の写し
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書等 ・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、提供する場合は保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』」等に係るご説明

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

## 受付場所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会  
(中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会)

## 取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫  
の、原則県内に所在する本支店

※日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。

## お問い合わせはこちらまで

- ・埼玉県産業労働部経営・金融支援課 企画・制度融資担当  
電話：048-830-3801・3803  
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階
- ・事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
- ・中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会



詳細につきましては、県経営・金融支援課ホームページ  
をご覧ください。 [埼玉県制度融資](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/)で検索

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>